

南部町建設工事最低制限価格制度実施要領（令和2年訓令第26号）新旧対照表

改正施行日：令和4年9月15日

改正後	現行
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった額を基準として、次の各号に定める方法により算出した額の合計額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合であっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 次号に規定する以外の工事</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>(2) 営繕工事（電気設備工事、建設工事、機械設備工事）</p> <p>ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった額を基準として、次の各号に定める方法により算出した額の合計額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合であつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 次号に規定する以外の工事</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>(2) 営繕工事（電気設備工事、建設工事、機械設備工事）</p> <p>ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額</p>